



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
9月3日
第35号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）	1
漁業権の設定の免許（水産課）	2
内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の認可（水産課）	2

○ 公 告

令和元年度砂利採取業務主任者試験実施公告（モノづくり振興課）	3
令和元年度後期技能検定実施公告（労働雇用政策課）	4
公共測量実施公告（監理課）	7
公共測量終了公告（監理課）	7
近江八幡八日市都市計画道路事業の公告（都市計画課）	7
市街地再開発組合の事業計画の変更の認可公告（都市計画課）	7
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（住宅課）	8
落札者決定の公告（管理課）	8

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（湖東、湖北）	9
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（湖東）	10

○ 県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（西部）	10
-----------------------	----

○ 琵琶湖湖区漁業調整委員会指示

遊漁者によるピワマス等引縄釣等の承認制に関する委員会指示	11
------------------------------	----

告 示

滋賀県告示第149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和元年9月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
デイサービスセンター サムソン	野洲市北野一丁目16-15	医療法人敬滋会 理事長 前田章	守山市荒見町300番地1	通所介護	2571300116	令和1.8.31

滋賀県告示第150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支

援医療機関として、次のものを指定した。

令和元年9月3日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
医療法人ひつじクリニック	草津市西大路町4-32エストピアプラザ2階	病院・診療所	田 中 和 秀	令和1.7.1
ばんだ薬局瀬田店	大津市大將軍三丁目24番8号	薬局	坂 本 芳 庸	令和1.8.1
医療法人徳洲会近江草津徳洲会訪問看護ステーション	草津市東矢倉三丁目34番52号	訪問看護	—	令和1.8.1
ぎおう薬局	野洲市永原1834-4	薬局	寺 岡 正 樹	令和1.8.1
おさだファミリークリニック	近江八幡市長田町1268-1	病院・診療所	佐 藤 有 美	令和1.8.1
訪問看護ステーション彩高島	高島市新旭町旭1-7-1 ヤマモトビルA1-15	訪問看護	—	令和1.8.1

滋賀県告示第151号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、次のとおり漁業権の設定について免許した。

令和元年9月3日

滋賀県知事 三日月 大造

漁場計画公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容					制限または条件	存続期間
		住所	氏名(名称)	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域		
内共第23号	内共第23号	高島市安曇川町長尾671番地	廣瀬漁業協同組合	第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで	高島市地先安曇川筋	高島市安曇川町青柳地先にある新安曇川大橋から上流の同市安曇川町長尾地先にある合同井堰までの安曇川およびその支流の鳴谷川	—	令和元年9月1日から令和5年8月31日まで

滋賀県告示第152号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のとおり認可した。

令和元年9月3日

滋賀県知事 三日月 大造

廣瀬漁業協同組合遊漁規則

- 1 漁業権者の名称および住所 廣瀬漁業協同組合 高島市安曇川町長尾671番地
- 2 漁業権の免許番号 内共第23号
- 3 認可の内容 別表のとおり。なお、遊漁規則記載事項は次のとおりである。

(1) 遊漁の承認および遊漁料の納付義務

ア 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域および遊漁期間について組合に申請し、その承認を受けなければならない。

イ 組合は、アの規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（アの承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合または(6)に規定する場合を除き、アの承認をするものとする。

ウ 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合の指定する方法により納付しなければならない。

- (2) 遊漁料の額および納付方法 遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、別表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(3) 遊漁承認証に関する事項

ア 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

イ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(4) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

イ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(5) 漁場監視員に関する事項

ア 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯するものとする。

(6) 違反者に対する措置 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

4 施行日 令和元9月1日

別表

免許番号	漁業権者	住所	魚種	漁具・漁法	遊漁期間	遊漁料金				禁止区域	専用区域		
						区域	日券					年券	
							第1区分	第2区分	第3区分				第4区分
内共第23号	廣瀬漁協	高島市安曇川町長尾671	あゆ	友釣	解禁日から9月30日まで	-	期間中 2,000円	8,000円	区域：常安橋から新安曇川大橋まで 漁法：全ての漁法 期間：9月1日から9月30日まで 対象：保護水面となるため全ての水産動物の採捕の禁止	なし			
				毛針釣									
				引掛	9月1日から9月30日まで						期間中 4,000円	なし	
				投網									

公 告

令和元年度砂利採取業務主任者試験実施公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年9月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験日時 令和元年11月8日（金）午前10時から正午まで

2 試験場所 滋賀県庁新館7階大会議室（大津市京町四丁目1番1号）

3 試験科目

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）

4 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）および技術問題15問（7問の必須問題および8問から3問を選択して解答する選択問題）とする。

5 願書配布 令和元年10月1日（火）から滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課および各合同庁舎（滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、甲賀総務経理係、東近江総務経理係、湖東総務経理係、湖北総務経理係、高島総務経理係）で配布する。

※ 願書は、県ホームページからダウンロードすることも可能とする（<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104051.html>）。

6 願書受付期間 令和元年10月1日（火）から令和元年10月30日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合は、令和元年10月30日（水）までの消印有効（簡易書留とし、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書すること。）

なお、令和元年11月5日（火）までに受験票が届かない場合は、7に示す問合せ先まで問い合わせること。

7 願書受付場所および問合せ先 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番

1号 電話 077-528-3791

8 提出書類

(1) 受験願書 1通

(2) 受験整理票 1通

写真貼付欄に出願前6か月以内に撮影した手札サイズ（縦12センチメートル、横9センチメートル）の正面上半身脱帽時の写真を貼付すること（写真の裏面には、撮影年月日、氏名および年齢を記載すること。）。

(3) 受験票 1通

住所欄および氏名欄を記入すること。受験票は手続完了後に郵送するので、あらかじめ出願者の宛名を記入の上、63円切手を貼付して提出すること。

※ 受験票を県ホームページからダウンロードして使用する場合は、所定の欄に記入の上、該当部分を切り取り、通常はがき裏面にのり付けをして提出すること（その他のはがきを使用する場合は、63円切手を貼付すること。）。

9 受験手数料 9,000円

滋賀県収入証紙を受験願書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受験手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

10 合格発表 令和元年11月29日（金）に県庁前掲示板に掲示するほか、本人宛てに通知する。

令和元年度後期技能検定実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、令和元年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和元年9月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 実施する検定職種

(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造およびプラスチック成形

(2) 1級および2級 鍛造（プレス型鍛造作業）、金型製作（プレス金型製作作業）、工場板金（機械板金作業および数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業および集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業およびプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、石材施工（石材加工作業）、菓子製造（洋菓子製造作業および和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業および機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（組織試験作業）および塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業およびシーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、和裁（和服製作作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）および機械・プラント製図（機械製図手書き作業および機械製図CAD作業）

(4) 単一等級 バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日および実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(7) 特級および単一等級

検 定 職 種	手 数 料
全 て の 職 種	18,200円

(イ) 1級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円
和 裁	13,300円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円
電 気 製 図	13,300円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(ウ) 2級

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
機 械 検 査	15,100円	6,100円
和 裁	13,300円	4,300円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円	4,300円
電 気 製 図	13,300円	4,300円
そ の 他 の 職 種	18,200円	9,200円

(エ) 3級（高等学校および専門学校等の在校生を除く。）

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
機 械 検 査	15,100円	6,100円
和 裁	13,300円	4,300円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円	4,300円
そ の 他 の 職 種	18,200円	9,200円

(オ) 3級（高等学校、専門学校等の在校生に限る。）

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
機 械 検 査	10,100円	2,900円
和 裁	8,900円	2,900円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	8,900円	2,900円
そ の 他 の 職 種	12,200円	3,200円

注 (ウ)、(エ)および(オ)において「若年者」とは、平成31年4月1日現在において年齢35歳未満の者をいい、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者を除く。

イ 実施期日 実技試験は、令和元年12月6日（金）から令和2年2月16日（日）までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験の問題を令和元年11月29日（金）に滋賀県職業能力開発協会において公表する。

ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検 定 職 種	等 級	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1級および2級	令和2年1月26日（日）
電気機器組立て、内燃機関組立て	3級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器		

組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形	特 級	令和2年2月2日(日)
金型製作、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、石材施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	1 級および 2 級	
造園、時計修理、和裁、機械・プラント製図	3 級	
バルコニー施工	単 一 等 級	令和2年2月9日(日)
半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装	1 級および 2 級	
機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工	3 級	

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し（氏名および生年月日が確認できるものに限る。）

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 令和元年10月7日(月)から令和元年10月18日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。なお、郵送による場合は、令和元年10月18日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会のほか、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課および県内各合同庁舎にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書のうえ、返信用封筒（角形2号封筒）に宛先を記入し、1部の場合は切手140円分を同封し、2部以上の場合は問合せのうえ、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表 令和2年3月13日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載する。

なお、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

ア 期間 令和2年3月13日(金)から令和2年4月13日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

イ 時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階

エ 持参するもの 令和元年度後期技能検定受検票および本人であることを証明する書類（運転免許証など）

オ 開示する内容 得点

カ その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。また、その他の方法による問合せには、一切応じない。

(2) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が令和2年3月13日(金)に書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1級および単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級および3級の技能検定合格者には滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、技能検定合格者には厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会（電話 077-533-0850）または滋賀県商工観

光労働部労働雇用政策課（電話 077-528-3755）に問い合わせること。

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和元年9月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業の地域 長浜市西浅井町菅浦地先
- 3 作業の期間 令和元年7月26日から令和2年2月3日まで

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和元年9月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（地図情報レベル500 航空レーザ測量による河川測量）
- 2 作業の地域 蒲生郡竜王町西横関、西川、弓削、庄、林、川守、岩井、須恵、橋本、信濃、川上、駕輿丁、近江八幡市竹町、東横関町、東川町、上畑町、倉橋部町、浄土寺町、新巻町、安養寺町、篠原町、池田本町、川原町、馬淵町、東近江市横山町、葛巻町、宮井町、合戸町、蒲生堂町、上南町
- 3 作業の終了日 令和元年7月31日

近江八幡八日市都市計画道路事業の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定に基づき令和元年8月20日付け近畿地方整備局告示第33号で近畿地方整備局長の認可を受けた近江八幡八日市都市計画道路事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年9月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画道路事業3・4・1号近江八幡能登川線
- 2 施行者の名称 滋賀県
- 3 事務所の所在地 東近江市八日市緑町7-23 滋賀県東近江土木事務所
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 滋賀県東近江市能登川町字二ノ坪、字張本、字坂東辻、字坂東、字長四郎、字柿ノ木、字御屋敷、字堂尻、字頭ノ畦および字塚ノ越地内
 - (2) 使用の部分 なし

市街地再開発組合の事業計画の変更の認可公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、守山銀座ビル市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した。

令和元年9月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 組合の名称 守山銀座ビル市街地再開発組合
- 2 事業施行期間 平成28年12月から令和2年3月まで
- 3 施行地区 守山市守山一丁目の一部
(施行地区に含まれる地域の名称)
守山市守山一丁目字南平870番の一部、870番1、870番2、870番4、870番5、870番6、870番7、870番8、870番9、870番10、870番11、870番12、870番13、870番14、870番15、870番16、870番17、870番18、870番19、870番20、870番21、870番22および870番34
- 4 事務所の所在地 守山市守山一丁目6番13号
- 5 設立認可の年月日 平成28年12月5日

6 事業計画の変更の内容

- (1) 事業施行期間 平成28年12月から令和3年3月までに変更
- (2) 施設建築物の設計の概要の変更
- (3) 資金計画の変更

7 事業計画の変更認可の年月日 令和元年9月3日

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和元年9月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市馬場二丁目6番36号 株式会社フリースタイル 代表取締役 谷口明弘	愛知郡愛荘町島川字八木台556番1、559番1、560番、562番1、563番、648番、字畝歩川623番3、623番4	4,259.89㎡	令和1.8.26	6542

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和元年9月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 調達物品名および数量

- (1) 危機管理センターほか7施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,580キロワット
 - イ 総予定使用電力量 3,292,700キロワット時
- (2) 自動車税事務所ほか16施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,345キロワット
 - イ 総予定使用電力量 2,855,600キロワット時
- (3) 消防学校ほか20施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,683キロワット
 - イ 総予定使用電力量 3,122,000キロワット時
- (4) 工業技術総合センター信楽窯業技術試験場ほか5施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 318キロワット
 - イ 総予定使用電力量 423,200キロワット時
- (5) 総合教育センターほか16施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 3,032キロワット
 - イ 総予定使用電力量 4,326,900キロワット時
- (6) 彦根東高等学校ほか16施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 3,126キロワット
 - イ 総予定使用電力量 4,892,580キロワット時
- (7) 交通機動隊ほか10施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 834キロワット
 - イ 総予定使用電力量 2,391,900キロワット時
- (8) 県本庁舎で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,500キロワット
 - イ 総予定使用電力量 2,473,000キロワット時
- (9) びわこモーターボート競走場ほか1施設で使用する電気

- ア 予定契約電力 1,841キロワット
- イ 総予定使用電力量 3,398,400キロワット時
- (10) 警察本部庁舎で使用する電気
 - ア 予定契約電力 700キロワット
 - イ 総予定使用電力量 2,792,000キロワット時
- (11) 建設技術センター本館棟ほか1施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 74キロワット
 - イ 総予定使用電力量 162,900キロワット時
- (12) 大津高等学校ほか12施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 2,546キロワット
 - イ 総予定使用電力量 3,557,690キロワット時
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県会計管理局管理課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月9日(金)
- 4 落札者の氏名および住所
 - (1) 中部電力株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
 - (2) 中部電力株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
 - (3) 中部電力株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
 - (4) 中部電力株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
 - (5) 中部電力株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
 - (6) 中部電力株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
 - (7) 中部電力株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
 - (8) 株式会社F-Power 東京都港区芝浦三丁目1番21号
 - (9) 中部電力株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
 - (10) 九電みらいエナジー株式会社 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号
 - (11) 中部電力株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
 - (12) 中部電力株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- 5 落札金額
 - (1) 50,002,628円
 - (2) 42,981,078円
 - (3) 48,100,274円
 - (4) 7,237,161円
 - (5) 72,409,583円
 - (6) 79,248,747円
 - (7) 34,393,747円
 - (8) 36,462,877円
 - (9) 48,474,109円
 - (10) 45,056,221円
 - (11) 2,436,491円
 - (12) 59,778,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和元年6月28日(金)

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年9月3日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 切 手 俊 弘

事業所	事業所の	申請者の名称およ	主たる事務所	サービス	指定年月日	介護保険
-----	------	----------	--------	------	-------	------

の 名 称	所 在 地	び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	の 所 在 地	の 種 類		事業所番号
ニチイケア センター稲 枝	彦根市稲部町 字六ノ坪79番 地3	株式会社ニチイ学館 代表取締役 森信介	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目9番地	訪問介護	令和1.9.1	2570201463

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年9月3日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事 業 所 の 名 称	事業所の 所 在 地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービ スの 種 類	指定年月日	介 護 保 険 事業所番号
ニチイケア センター浅 井	長浜市内保町 258-1	株式会社ニチイ学館 代表取締役 森信介	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目9番地	訪問介護	令和1.9.1	2570301560
ニチイケア センター高 月北	長浜市高月町 高月957-1	株式会社ニチイ学館 代表取締役 森信介	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目9番地	訪問介護	令和1.9.1	2570301578
ニチイケア センター虎 姫	長浜市酢268- 3	株式会社ニチイ学館 代表取締役 森信介	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目9番地	訪問介護	令和1.9.1	2570301586

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年9月3日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 切 手 俊 弘

事 業 所 の 名 称	事業所の 所 在 地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービ スの 種 類	指定年月日	介 護 保 険 事業所番号
訪問看護ス テーション ままでの	愛知郡愛荘町 南野々目116番 地1	株式会社ままでの 代表取締役 野々村 ますみ	愛知郡愛荘町 南野々目116番 地1	訪問看護 介護予防訪 問看護	令和1.9.1	2561790045

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和元年9月3日

滋賀県西部県税事務所長 今 井 幸 雄

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名（名称）	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9516058号	平成33. 3. 31	高島市安曇川町四津川807 岡田半七	令和1. 8. 16

琵琶湖海区漁業調整委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、漁場利用の適正化を図るため、琵琶湖における引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）について次のとおり指示する。

令和元年9月3日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷口孝男

1 指示の内容

- (1) 遊漁の承認 令和元年12月1日から令和2年9月30日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）（以下「引縄釣等」という。）を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合および承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した章旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。
 - (2) 承認の区分 承認を受けようとする者は、次のとおり引縄釣等に使用する船舶の区分に応じて、別記様式第1号または別記様式第2号により委員会宛てに申請しなければならない。
 - ア 自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他者から使用を認められた船舶により引縄釣等をする者およびその同乗者（以下「プレジャーボート使用者」という。プレジャーボートには、動力船の他、カヤック等の無動力船を含む。）
 - イ 引縄釣等を行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者（以下「遊漁船業者」という。）
 - (3) 承認の取得義務
 - ア プレジャーボート使用者は、引縄釣等を行おうとする者ごとに承認を受けなければならない。ただし、承認は1人当たり1承認とする。
 - イ 遊漁船業者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければならない。
 - (4) 承認期間 プレジャーボート使用者においては令和元年12月1日から令和2年6月30日まで、遊漁船業者においては令和元年12月1日から令和2年9月30日までとする。
 - (5) 承認数 遊漁船業者が使用する船舶の承認数は40隻以内とする。
 - (6) 釣法の限定 竿を使用しない引縄釣は禁止する。
 - (7) 同時に用いることができる竿の本数および釣針の個数
 - ア 竿の本数は、プレジャーボート使用者は1承認当たり2本以内とする。承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶にあつては、1乗客当たり2本以内とし、これに1隻当たり2本を加えた本数以内とする。
 - イ 釣針の数は、竿1本につき1個（シングルフック）とする。
 - (8) 持ち帰ることができるビワマスの数 承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶の乗客が持ち帰ることのできるビワマスの数は、1乗客・1日当たり5尾までとする。遊漁船業者はビワマスを持ち帰ってはならない。
 - (9) 申請手続および承認基準等 承認の申請手続、承認基準その他必要な事項は、別に定める。
 - (10) 採捕報告書の提出 プレジャーボート使用者は承認者ごとに、遊漁船業者は承認を受けた船舶ごとに、採捕状況報告書（プレジャーボート使用者にあつては別記様式第3号および別記様式第4号、遊漁船業者にあつては別記様式第5号および別記様式第6号）を別に定める期限までに委員会に提出しなければならない。併せて委員会が交付した章旗を返納しなければならない。
 - (11) 漁業被害の未然防止 漁労中の他船から1キロメートルの範囲内および敷設された漁具から300メートルの範囲内においては、引縄釣等による採捕行為をしてはならない。
- 2 指示の期間 令和元年12月1日から令和2年11月30日まで
- 3 指示に従わない者に対する措置 本指示に従わない場合は、承認の取消または次回の承認をしない措置をとることがある。

別 記

様式第1号（プレジャーボート使用者用）

引縄釣等承認申請書
（プレジャーボート使用者用）

_____年 月 日

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

（〒 _____）

住 所 _____

ふりがな _____

氏 名 _____ 印

※自書の場合は押印不要

年 齢 _____

電話番号 _____

E-mail _____

前回に承認 あり（前回の承認番号30- _____）

なし（どちらかに○）

下記のとおり琵琶湖において、引縄釣等を行いたいので申請します。

記

1 使用する船の形態（ア～イのどれかを選択してください。複数でも可。）

ア 個人所有の船 出港予定港 _____（ _____ ）

イ 貸船業者の船 利用される貸船業者名 _____（ _____ ）

2 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う予定の主な水域（記入例：竹生島周辺、姉川沖など）
（ _____ ）

(2) 引縄釣等を行う予定の月（遊漁期間）（該当の月に○、複数の月でも回答可。）

R元	R2					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

（事務局使用欄）記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

様式第2号（遊漁船業者用）

引縄釣等承認申請書
（遊漁船業者用）

_____年 月 日

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

（〒 _____）
 住 所 _____
 ふりがな _____
 代表者氏名 _____ 印
 ※自書の場合は押印不要
 電話番号 _____
 E-mail _____
 前回は承認 あり（前回の承認番号30-Y _____）
 なし _____（どちらかに○）

琵琶湖において、引縄釣等を行わせるために下記の船舶を用いて、遊漁者を漁場に案内する事業を営みたいので申請します。

記

1 申請内容（遊漁船業者登録簿の内容を記載のこと）

- (1) 遊漁船登録番号 _____
- (2) 代表者氏名 _____
- (3) 営業所名 _____
- (4) 営業所住所 _____
- (5) 営業所電話番号 _____
- (6) 使用船名 _____
- (7) 遊漁船業務主任者氏名 _____

2 採捕計画

- (1) 引縄釣等を行う主な水域（記入例：竹生島周辺、姉川沖など）
（ _____ ）
- (2) 月別の出港予定日数

R元 12月	R2 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

（事務局使用欄）記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

様式第3号(プレジャーボート使用者用)

引縄釣等の採捕状況報告書
(プレジャーボート使用者用)

承認番号 _____

氏 名 _____

	釣行 日数	ビワマス				持ち帰り 尾 数	用 途	使用した船 個人所有・ 貸船の別	備 考
		総採捕尾数							
		引縄釣	ジギング 釣り	その他					
令和元年12月						自家・譲渡			
令和2年1月						自家・譲渡			
2月						自家・譲渡			
3月						自家・譲渡			
4月						自家・譲渡			
5月						自家・譲渡			
6月						自家・譲渡			
合計									

- 様式第4号と併せて提出してください。
- 1月ごとに集計した数値を記入してください。採捕がない場合は「0」と記入してください。
- 使用した船については、個人所有船・貸船の別を記入してください。
- 用途については、自家消費、譲渡を記載してください。
- 遊漁期間終了後は、報告期限までに、章旗とともに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局(滋賀県庁水産課内)
電話 077-528-3872

様式第 5 号（遊漁船業者用）

引縄釣等の採捕状況報告書（月別）
（遊漁船業者用）

承認番号 _____
代表者氏名 _____
船名 _____

	釣行 日数	乗客数	ビワマス				備 考
			総採捕尾数			持ち帰った尾数	
			引縄釣	ジギング釣り	その他		
令和元年12月							
令和2年1月							
2月							
3月							
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
合計							

- 様式第 6 号と併せて提出してください。
- 1 月ごとに集計した数値を記入してください。採捕がない場合は「0」と記入してください。
- 使用した船ごとに採捕状況を記入してください。
- 遊漁期間終了後は、報告期限までに、章旗とともに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）
電話 077-528-3872

